

淡路広域水道企業団上水道配管図の閲覧等に係る事務取扱要綱

平成 30 年 5 月 23 日

訓 令 第 3 号

改正 令和 2 年 11 月 27 日 訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する上水道配管図の閲覧及び写し（以下「閲覧等」という。）の交付事務について、必要な事項を定めるものとする。

(上水道配管図の閲覧等を申請できる者)

第 2 条 何人も、この要綱の定めるところにより、企業団に対して上水道配管図の閲覧等を申請することができる。

(閲覧等の手続)

第 3 条 前条の規定による閲覧等の申請をしようとする者は、上水道配管図閲覧・写し交付申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(閲覧等の実施場所等)

第 4 条 前条に規定する交付申請書は、当該上水道配管が敷設されている市域のサービスセンターで受付けるものとし、閲覧等の実施場所も当該サービスセンターで行うものとする。ただし、淡路市内に敷設されている上水道配管図については、淡路市お客さまセンターにおいても受付及び閲覧が出来るものとする。

(費用の負担)

第 5 条 第 3 条に定める上水道配管図の写しの交付申請に要する費用は、淡路広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成 13 年淡路広域水道企業団規則第 3 号）第 12 条第 1 項に規定する写しの作成に要する費用とする。

2 前項に規定する費用は、当該写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(違反に対する措置)

第 6 条 閲覧等により情報を得た者が、申請書に記載の誓約事項を遵守しなかったときは、企業長は、以後の閲覧等について受付しないものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

年 月 日

上水道配管図 閲覧・写し交付申請書

淡路広域水道企業団
企業長 様

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____

TEL () _____

下記のとおり、上水道配管図の閲覧・写しの交付を申請します。
申請にあたっては、下記の誓約事項を厳守します。

上水道配管図閲覧

配管の所在地	
申請理由	<input type="checkbox"/> 給水装置工事のため <input type="checkbox"/> その他 ()
写しの交付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

※ に「」を記入すること。

誓約事項

- ・閲覧等により得た情報は十分に注意して保管し、申請理由の使用目的以外に使用しないとともに第三者への情報提供はいたしません。
- ・本申請に関して、関係者及び淡路広域水道企業団に損害を与えた場合、又は紛争が生じた場合は申請者の責任において全て解決します。

※給水配管、止水栓、水道メーターは、所有者からの給水装置工事の提出資料等に基づくものであり、現地の状況と相違する場合があります。

※ご提供いただいた個人情報、水道事業業務の目的の範囲内で使用します。